

令和2年 第2回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和2年2月25日(火) 15時00分から16時10分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	○
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	○	10	富田 高治	—
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	○
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第5号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第3	議案第6号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第7号	農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議について

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	長堀 康雄
	事務局次長兼産業観光課副課長	秋谷 裕章
	農地調整担当主査	長瀬 昇之
	農地調整担当主事	久米 美夏

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。本日の出席議員は 13 名でございます。欠席委員は 1 名でございます。定数に達しておりますので、これより令和 2 年第 2 回農業委員会総会を開会いたします。

日程第 1 の議事録署名委員の指名についてですが、「■■番■■委員」と「■■番■■委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第 2・議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。それでは事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明させていただきます。申請地は宮代町■■の畑 1 筆で面積は 148 m²でございます。申請者は■■にお住まいの方です。転用目的は農家住宅の敷地拡張です。なお、こちらは転用追認の案件となります。転用追認とは、昭和 48 年 8 月の農業振興地域および農用地区域決定より以前から地目が田畑の土地を住宅敷地など、農地以外用途として使用していたと認められた場合、許可申請を認める内容です。4 条の申請になりますので、権利移転は発生せず、地目が宅地に変更となります。詳細につきましてはお手元の議案書並びにスクリーンをご参照ください。

申請の経緯についてですが、今回の申請地は昭和 45 年 10 月 1 日以前から■■として活用しておりますが、地目が畑でありました。昭和 48 年 8 月以前から同じ利用形態であったことから当初除外が認可され、今回転用追認の申請となりました。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■の北方に位置し、■■の東に位置しております、申請者宅の隣地です。公図で見ますとこのような形になります。なお、公図及び写真でお示ししました水色の線で囲いました範囲が宅地です。隣接する農地が 1 筆ございますが、申請者の所有農地であるので、問題はございません。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。今回は転用追認の案件になり、地目を畑から宅地へと変更する手続きとなりますので、申請地内での新規の土地利用計画はございません。現況についてはこちらの写真をご覧ください。適切に管理されております。

なお、今回は 4 条の申請ですので、申請者の所有農地を確認する必要がございます。

ます。〈所有地の確認〉。いずれも違反等はなく、適切に耕作されております。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は2種農地に区分されます。周辺への営農への影響は建築計画を伴わないため、問題はありません。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いたします。

(■■番■■委員)

■■番■■です。先ほど事務局と会長と■■委員と確認したところ、■■がありました。法律の施行前から現在の状態だったものを認めるということで特に問題はないと思います。

(会長)

地区担当の折原です。先ほど■■委員さんからありましたが、線引き制度がある前から現状のまま使用していたということで、やむを得ないと思います。

また、土地の管理状況についても、きわめて適切に管理していると認識をしています。特に問題はないと思います。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」といいたします。

続きまして、日程第3・議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■の田畑計90筆で面積は19142.24㎡でございます。転用目的は、農地改良による一時転用です。譲受人は■■で、譲渡人は■■に本社がある農業法人です。権利の移転形態は使用貸借権設定となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてご説明いたします。譲渡人は育苗を主とする農業法人です。今回申請地に参入するにあたり、申請地に育苗ハウスを建てるため、農地改良の申請に至った次第です。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■

沿いの、■■■の南部に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。なお、申請地の一部が対象外となっておりますが、こちらの農地は未相続で譲渡人と契約の手続きが済んでいないため、今回の申請からは除かれております。また、河川沿いは地盤や土地利用を考慮して5mほど退避しておりますのでこのような形となっております。

今回、農地改良の申請でございます。工期は許可後9か月間となっております。工法は、地面を掘削し搬入土を充填した上に、掘削した土を盛る天地返しという方法を用います。搬入土は工事残土です。搬入経路図をご覧ください。土砂の搬入に際しては、1日当たり10t車が50台稼働する計画です。現況についてはこちらの写真をご覧ください。適切に管理されております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。AからJまでの断面図を基に、宮代町および埼玉県の農地改良要綱を満たしているかをご確認いただきます。まずA-A'断面です。水路から30cmセットバックを取り、排水溝も幅、深さともに30cmを確保しています。そこから平場を71cmとり、法面は142cmとなっております。高さは平場と同じ71cmです。埼玉県の要綱上、平場：法面：高さは1:2:1以内におさめる必要がありますが、その基準を満たしております。また、耕作土は60cm以上確保しなければならないと定められておりますが、こちらも満たしております。AからJまでの断面図もすべて、この基準を満たしております。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は農振農用地区域に該当します。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく申し上げます。

(■■■番■■■委員)

■■■番■■■です。現地を確認しましたところ、特に問題はありません。

(■■■番■■■委員)

■■■番地区担当の■■■です。懸念するのは、搬入する際の交通についてです。搬入路に通学路等は含まれていませんが、■■■さんから■■■さんの前あたりまでは児童が通ることがありますので、通学時間は十分気を付けていただきたい。

また、道路の復旧については、業者さんと協議しているとおもいますが、念を押していただきたい。この付近では過去に農地改良をやったことがあります。私もほぼ毎日通っていますが、現況は草刈りをしてきれいに管理されているので、計画通りにやっていただければ問題ないと思います。

(事務局)

1 点補足いたしますと、道路が傷んでしまう恐れがあることから、頻繁に搬入する道路に鉄板を敷いて防除を行います。それでも道路が傷んでしまった場合は、申請者の負担で道路を復旧する旨の誓約書も交わしております。また、通学時間帯や、児童や自転車など注視し、近くを通る際は最徐行するなどの旨も盛り込んだ同意を結んでおります。

(■■番■■委員)

■■番■■です。■■の裏に■■の土を埋めたときですが、■■の方を搬入路として使い、実際に傷んだ道路は何か所か直してもらいました。半年くらい経った後で、ダンプが何台も連なって順番待ちをしていた箇所がひび割れてきていました。ですので、道路の補修をするとき、終了してすぐに修理するのではなく、半年や1年後にそういった不良箇所が見つかることもあるかと思っておりますので、その点も考えていただければと思います。

(事務局)

道路の損壊については、道路管理者の方で確認作業をすることになっておりますが、その点については、道路担当に伝えます。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」といいたします。
続きまして、2件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■の田1筆で面積は300㎡でございます。譲受人、渡人ともに■■にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は賃貸借権設定となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は現在■■にある■■が所有する住宅に■■と同居しておりますが、子どもも大きくなり、手狭となってきたことから、今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは農用地区域外の農地であるので、除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■から程近く、■■の裏手に位置しております。公図で見ます

とこのような形になります。隣接農地が2筆ございますが、1筆は譲渡人の筆で、もう1筆の所有者から同意はいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は既存芯積みのコンクリートブロックを用いるほか、新設のコンクリートブロック6段内積みを用いて行います。生活排水は、合併浄化槽を設置し、道路をまたいだ、下水道管理の水路へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。適切に管理されております。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、芯積みおよび内積みコンクリートブロックで対応しておりますので問題はございません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いたします。

(■■番■■委員)

■■番■■です。先ほど現地を確認したところ、コンクリートブロックを6段積んで隣の家と高さを合わせるようになると思うので、そうなれば、浸水などは特に問題はないかと思えます。

(■■番■■委員)

地区担当の■■番■■です。申請者のお宅に伺いまして、お話を聞いてきました。小さなお子さんが2人いまして、確かに今の家では狭いのかなと思えました。近くに■■や■■などもございますので、住環境の整ったところだとは思えます。台風19号の際、あの辺りが水没していますので、そのお話もしましたら、これから嵩上げをするということもうかがいました。排水や隣地の耕作などにも問題はないと思えますので、よろしくお願いたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」といいたします。

続きまして、日程第4・議案第7号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います

(事務局)

それでは、ご説明申し上げます。除外につきましては、自己用住宅 3 件、保育園 1 件の合計 4 件。編入につきましては、自己用住宅 1 件、自動車整備工場 1 件の合計 2 件となっております。それでは 1 件ずつご説明いたします。

1 件目の申出地は宮代町■■にございます畑 1 筆で、面積は 407 m²となっております。事業計画者は、■■にお住まいの方です。転用目的は自己用住宅です。権利の移転形態は、所有権移転です。詳細につきましてはお手元の資料およびスクリーンをご参照ください。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申出者は■■で■■の借家にお住まいです。子どもの成長に伴い手狭になってきたことから、新居を予定し、今回申し出に至ったとのことです。

なお、開発許可基準の近隣市町の調整区域に親族が 20 年以上居住の要件においては、■■が■■の調整区域に■■からお住まいとのことで要件を満たしております。

申出地の位置につきましては、案内図をご覧ください。■■の南東にあるこちらの土地でございます。農地種別につきましては、第 2 種農地となっております。

次に、土地利用計画図をご確認ください。駐車場は車 3 台分のスペースが計画されております。建物の建築面積は 92.51 m²が予定されております。隣地との被害防除については、内積みのコンクリートブロック 2 段を設置する計画です。生活排水につきましては、合併浄化槽を設置いたしまして、前面道路側溝へ放流する計画となっております。現在の状況について、スクリーンをご確認ください。1 件目につきましては以上となります。

2 件目の申出地は宮代町■■にございます畑 1 筆で、面積は 290 m²となっております。開発面積は 300 m²以上が原則ですが、今回はその基準が設定された平成 15 年 6 月以前にすでに 300 m²未満であり、その後変更のない区画を 1 区画とする開発行為のため、やむを得ないという判断が出ております。事業計画者は、■■にお住まいの方です。転用目的は自己用住宅です。

権利の移転形態は、使用貸借権設定です。詳細につきましてはお手元の資料およびスクリーンをご参照ください。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申出者は■■のアパートで生活をしていますが、子どもを産み育てるため、実家に近い■■所有の申出地に家を建てたく、今回申し出に至ったとのことです。

なお、開発許可基準の近隣市町の調整区域に親族が 20 年以上居住の要件においては、■■が■■の調整区域に■■からお住まいとのことで要件を満たしております。

申出地の位置につきましては、案内図をご覧ください。■■の東側にあるこちらの土地でございます。なお、農地種別につきましては、第 3 種農地となっております。

次に、土地利用計画図をご確認ください。駐車場は車 2 台分のスペースが計画されております。建物の建築面積は 120.9 m²が予定されています。隣接農地との被害防除については、内積みのコンクリートブロック 3 段アルミフェンスを設置する計画です。また、宅地との境界は芯積み既存コンクリートブロック 6 段を活用する計画となっております。生活排水につきましては、合併浄化槽を設置いたしまして、前面道路の側溝へ放流する計画となっております。現在の状況について、スクリーンをご確認ください。2 件目につきましては以上となります。

3 件目の申出地は宮代町■■にごございます畑 6 筆で、面積は 4,080 m²となっております。事業計画者は、■■の■■です。転用目的は第 2 種社会福祉事業・保育園です。

権利の移転形態は、所有権移転です。詳細につきましてはお手元の資料およびスクリーンをご参照ください。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。町内の待機児童数の増加に伴い、宮代町子育て支援課と協議を重ねた結果、新たな保育園を設置することとなり、今回申出に至った次第です。

申出地の位置につきましては、案内図をご覧ください。■■の北側にあるこちらの土地でございます。なお、農地種別につきましては、第 1 種農地となっております。農業振興地域制度に関する宮代町運用方針では、第 1 種農地において、当該施設の立地は、不可となっていることから、本来であれば申出を受け付けることができないものがございますが、当該施設は、宮代町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、待機児童ゼロの町実現の対策の具体的な事業のひとつとして、民間保育所施設の充実を図るために必要な施設と考えられることから、政策的に必要な施設として、町長決裁を経て、申出を受け付けた次第でございます。

次に、土地利用計画図をご確認ください。駐車場は車 29 台分のスペースが計画されております。今回の計画では、園児 60 名規模を計画しており、園舎の建築面積は 785.29 m²が予定されています。園庭は 1313.06 m²が計画されています。隣地との被害防除については、内積みのコンクリートブロック 2 段および 4 段を設置する計画です。生活排水につきましては、合併浄化槽を設置いたしまして、隣接している中須用水へ放流する計画となっております。現在の状況について、スクリーンをご確認ください。なお、開園は令和 4 年 4 月 1 日を見込んでおります。3 件目につきましては以上となります。

4 件目の申出地は宮代町■■にございます畑 2 筆で、面積は合計 395 m²となっております。事業計画者は、■■にお住まいの方です。転用目的は自己用住宅です。権利の移転形態は、所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の資料およびスクリーンをご参照ください。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申出者は現在■■のアパートで生活をしていますが、子どもが生まれ、部屋が手狭になったので今回申出を行ったとのこと。

申出地の位置につきましては、案内図をご覧ください。■■の南側にあるこちらの土地でございます。農地種別につきましては、第 2 種農地となっております。

次に、土地利用計画図をご確認ください。駐車場は車 3 台分のスペースが計画されております。建物の建築面積は 64.76 m²が予定されています。隣接農地との被害防除については、内積みのコンクリートブロック 2 段を設置する計画です。生活排水につきましては、合併浄化槽を設置いたしまして、道路をまたいだ既存の側溝へ放流する計画となっております。現在の状況について、スクリーンをご確認ください。4 件目につきましては以上となります。

続きまして、編入の申出につきましてご説明申し上げます。

1 件目の申出地は宮代町■■にございます畑 1 筆で、面積は 301 m²となっております。申出人は、■■にお住まいの方です。詳細につきましてはお手元の資料およびスクリーンをご参照ください。編入の理由は、事業計画の中止となっております。申出地の位置につきましては、案内図をご覧ください。■■の南側に位置した場所となります。現在の状況について、スクリーンをご確認ください。ご覧のように、現地につきましても着手されていないことから編入につきまして問題ないものと思われま。

2 件目の申出地は宮代町■■にございます田 2 筆 893 m²となっております。申出人は、■■にお住まいの方です。詳細につきましてはお手元の資料およびスクリーンをご参照ください。編入の理由は、事業計画の中止となっております。申出地の位置につきましては、案内図をご覧ください。■■の北西側に位置した場所となります。現在の状況について、スクリーンをご確認ください。ご覧のように、現地につきましても着手されていないことから編入につきまして問題ないものと思われま。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

(会長)

それでは 1 件ずつご審議願ひます。1 件目の案件についてご意見等ございます

か。よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることといたします。続きまして、2件目の案件について、ご意見等ございますか。

(■■番■■委員)

■■番地区担当■■です。周りはほぼ住宅ですので、何の問題もない気がします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることといたします。続きまして、3件目の案件について、ご意見等ございますか。

(■■番■■委員)

地区担当■■番■■です。保育園ができるのはいいことだと思いますが、県道が通っており、それに面して駐車場がありますが、出入りが非常に困難な気がしました。それを何とか考えてもらわないと、送迎で、たぶん道路が混雑するとか事故が起こる気がします。県道の反対側に抜けられる農道がありますが、非常に狭いです。あの駐車場だと中でうまくUターンできないじゃないですかね。その辺は、除外はいいとしても、あのまま駐車場をつくるとなると、地元としては反対かなと。

(事務局)

いま図中でポインターが止まっている箇所は車も停めず、何も置かない場所です。そこを使ってUターンする場所を確保できると思います。また、すべての駐車スペースが一度に埋まることはないと思います。

(■■番■■委員)

でも、特定の時間帯には何台も入ってくるわけですね。子供さんをいったん車から降ろして送迎するわけですね。上手くいきますかね、この狭さで。

(事務局)

その点でどのような対策を取るかは業者に確認します。

(■■番■■委員)

除外が通っても、実際にこの計画となると、私は反対ですね。除外しても成立しないと思います。そういった見地で設計されているんですか。反対側の農道はまず車の通行は無理だと思います。雨が降ると道がぬかるんで落ちてしまいます。やっぱり、駐車場の中で回れないと無理だよね。一方通行にするとかして。

(事務局)

■■委員さんのおっしゃることもよくわかりますが、農業委員会として意見を添付することとしては、農地への影響という点になります。駐車場の台数を減らして転回部分を作るということなどについては、業者の方に確認させていただきます。なお、除外をして駐車場を整備する際は、何台分必要なので、この面積になるという整理をしております。

(■■番■■委員)

それは運用を考えていないじゃないですか。

(事務局)

その必要分の台数がすべて一度に満車になるということはまだ確認をしていません。

(■■番■■委員)

それをできてから確認するのであれば、何にもならないじゃないですか。

(事務局)

事業者にすぐに満車になるような考えなのかどうかを確認します。

(■■番■■委員)

それは考えておかなければいけないんじゃないんですか。

(事務局)

それを確認します。

(■■番■■委員)

それなら、この件は今回除外やらないようにしましょうよ。そうでないとどんどん先に進んでいっちゃうじゃないですか。

(事務局)

その理由をもって、審議を止めるということは農業委員会ではできないです。

(会長)

保育園は幼稚園と違って、延長保育を認める時間帯と認めない時間帯があるので、定員 60 人がすべて同時にぶつかるかといいますと、母親や父親の就業時間によってすべてバラバラです。なので、一度に 60 人分の車がどっと入るかと言われれば違う気がいたします。また、農業委員会は土地の転用について審議する機関です。

(■■番■■委員)

転用はいいと思うんですよ。

(会長)

転用について審議するもので、駐車場の整備内容で要望することはできますが、そのことを以てこの計画について不可とする権限はないと思います。

(事務局)

そういった点は地元としても要望するということは事業者の確認をさせていただきませんが、だからといって不可とすることはできないのかなというところでは。

(■■番■■委員)

じゃあ延期しましょうよ。駄目とは言わないです。

(事務局)

止めるとなると、この案件ではなく、他のすべての案件が止まることとなります。

(■■番■■委員)

しょうがないよね。だって、無理じゃないですか。あのまま進まれたら。除外を認めたら、先に進んじゃうわけでしょ。ここで要望を出したら通るんですか？保育園が必要なのはわかりますよ。でも、地元の通行の迷惑になるようなことになったら、意味がないじゃないですか。農道側を広げるとかなれば話は別ですよ。今の計画のままなら、ただの狭い駐車場にしか思えないですよ。

(会長)

駐車場の整備が除外認可の延期になるということはないし、事業者から裁判を持ち込まれたら農業委員会は負けると思います。

(事務局)

県の方からも何台必要という整理については詰める資料を要求されているのですが、例えば転回するのに必要な面積がどれだけあるかというのを認めるわけではないんです。事業者についても■■でも同じ事業を展開していますが、交通量も違いますが、同じような規模でやっているということもありますので、起きるかもしれないということを以て、止めるのは無理です。またこの案件は振興審議会を通過しているので、■■委員もいらっしゃったと思いますが、農業委員会で渋滞がおきるんじゃないかといった恐れの部分で拒否権を発動できるかといわれれば否です。隣地の耕作者に影響があるなどの理由であれば別ですが。それをもし、やるとなれば、先ほど会長がおっしゃったように裁判になれば負ける可能性もあります。

(■■番■■委員)

振興審議会の後、町としては何か動かれたんですか。総会の前に。

(事務局)

振興審議会の際は■■委員からのご意見は出ましたが、要望をしてくれという意見ではなかったですね。

(■■番■■委員)

何か動かれたんですか。

(事務局)

動いてはいません。審議会ではそういった要望も出てはいませんでした。今この場で要望を出されたわけですね。ですので、事業者については、農業委員会ではこういった要望が出たので、どうお考えですかということ是可以します。ですが、このことを以て拒否権が発動できるかと言われればそれは難しいと考えます。

(■■番■■委員)

では除外を認めてこのまま進むということですね。

(事務局)

今の段階ではそうせざるをえないと考えます。農業を営む上で支障になるということであれば話は違います。

(■■番■■委員)

農道側に出ると支障が出るよね。

(事務局)

それは事業者の方に、農道側に出ると支障がでるから農道側に出ないようにという要望もできるわけです。そこで事業者が出ないといえればそれでこの問題は終わりになるわけです。

(会長)

今いただきました意見については、事業者の方へ十分留意するというのと、駐車場については見直すということをお話をしていただきます。それがすべてではございませんので、大局を見ていただければ幸いです。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<挙手多数>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることといたします。続きまして、4件目の案件について、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることといたします。続きまして、編入の1件目の案件について、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。この件について「認める」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「認める」とすることといたします。続きまして、2件目の案件について、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。この件について「認める」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「認める」とすることといたします。

以上の審議をもちまして、議案第7号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議会について」は、宮代町長への回答とさせていただきます。

以上をもちまして、令和2年第2回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和2年3月25日

会 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印